

# 伊豆の国市地域公共交通会議について

## 1 目的

本市の地域公共交通会議は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、伊豆の国市地域公共交通計画の作成及び実施に必要となる事項並びに「道路運送法」に基づき、地域の需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的としています。

(参考／道路運送法施行規則第9条の2)

「地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議」と規定されています。

## 2 協議内容

### (1) 乗合旅客運送に関する事項

市要綱第2条第2号の「乗合旅客運送」とは、バス事業者が主体的に運行している「乗合バス」のことです。地域公共交通会議は事業者による乗合バスに関して決定する権限はありませんが、運行内容等について地域住民や関係者の合意が必要な場合がありますので、これらの事項について協議します。

### (2) 有償運送に関する事項

市町村が実施する有償運送の必要性や対価に関する事項について協議します。

### (3) その他の公共交通に関する事項

市が実施するその他の公共交通施策について、市長が必要と認める事項に関して協議します。

## 3 構成員

(1) 本会議は、交通事業者、市民及び利用者、警察関係者、交通行政関係者（国、県、市）、学識経験者、その他市長が認める者で構成しています。

(2) 委員の任期は、令和7年3月31日までです。

(3) 各構成員の主な役割の例は、次のとおりです。

#### ア 一般旅客自動車運送事業者

・交通サービスの提供者として、知識やノウハウを活かした企画への参画

#### イ 市民及び利用者

・地域住民の代表として、利用者ニーズ等の代弁

・利用者の視点に立った乗合輸送サービスの設定・運行企画策定への参画

・地域において自ら交通行動を行う主体として参画

ウ 運送事業者組織団体

- ・地域交通ネットワーク構築のための事業者間の調整

エ 運送事業者運転手組織団体

- ・運転手を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案
- ・労働条件及び労働環境からの意見や提言

オ 警察

- ・交通安全、道路管理の観点から運行計画の円滑な実施に向けた助言等

カ 国土交通省運輸支局

- ・先進事例等、各地での取り組みの情報提供
- ・地域公共交通のあり方に関する指導
- ・道路運送法等の所管法令等の解釈や運用

キ 静岡県

- ・広域的行政及び道路管理者として指導や助言
- ・複数市町の取り組みに対する調整

ク 伊豆の国市

- ・地域住民の移動手段確保に対する責任者
- ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域のニーズの把握

ケ 学識経験者

- ・専門的知見や先進事例等の情報提供や助言

#### 4 その他会議資料

- (1) 本会議の開催結果は、市ホームページで公表しています。過去の協議内容や市の公共交通に対する取組などが確認できます。
- (2) 市は、令和5年3月に策定した「伊豆の国市地域公共交通計画」を基本方針として、地域の公共交通に関する課題解決や事業推進に取り組んでいます。